

平成24年度
あした葉会会則



学校法人 浅ノ川学園
金沢看護専門学校

金沢看護専門学校同窓会会則

第一章 総 則

第 1 条 本会は、金沢看護専門学校同窓会(あした葉会)と称する。

第 2 条 本会は、事務所を金沢看護専門学校内におく。

第 3 条 本会は看護の発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

第二章 会員及び役員

第 4 条 本会は会員と特別会員で構成する。

1. 会員は金沢看護専門学校の卒業生全員とする。
2. 特別会員は金沢看護専門学校の現職員及び3年以上学校に勤務した旧職員とする。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名 (会員より選任する)
2. 副会長 2名 (第1看護学科及び第2看護学科から各1名を選任する)
3. 書 記 2名 (第1看護学科及び第2看護学科から各1名を選任する)
4. 会 計 2名 (第1看護学科及び第2看護学科から各1名を選任する)
5. 会計監査 2名 (第1看護学科及び第2看護学科から各1名を選任する)
6. 幹 事 若干名 (第1看護学科及び第2看護学科各期卒業生より選出する)

第 6 条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第 7 条 役員職務を下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事は各期会員の状況を把握するとともに、並びに総会開催に協力する。

第三章 会 務

第 8 条 本会はその目的を達成する為に次の事項を行う。

1. 定期総会 4年毎に開催
2. 会誌、名簿の発行
3. その他本会の目的を達成する為に必要な事項を行う。

第 9 条 総会の票決は出席会員に限り、議決は多数決とする。

第 10 条 会誌は定期総会毎に会員の消息、その他必要な事項を編集発行し会員に配布する。

第 11 条 役員は会長が召集し次の事項について協議する。

1. 定期総会開催に関する事項
2. その他必要な事項

第四章 会 計

第 12 条 本会の経費は終生会費及び寄付金、その他をこれに充てる。

第 13 条 本会の会員は卒業と同時に終生会費 5,000円を納入する。

ただし、総会及び会誌発行の際には必要経費を徴収する。

第 14 条 本会の会計年度は定期総会開催年8月1日に始まり、次期定期総会年7月31日迄とする。

第 15 条 本会の収支決算は定期総会において報告する。

第五章 補 則

第 16 条 本会員は氏名、住所、勤務先、その他に変更があった時は本会事務所に報告しなければならない。

第 17 条 本会会則は、定期総会の議決を経て改正することができる。

附則 1 この会則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則 2 この会則は、平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。

会 則 施 行 細 則

同窓会会則を円滑に施行することを目的として次の細則を設ける。

1. 学校における三大大行事への参加
 - 1) 入学式 祝電
 - 2) 宣誓式 祝電及び花束（1万円相当）
会員1名が式に参列して、学生に花束を渡す
 - 3) 卒業式 宣誓式と同様とする
2. 式典の案内状は、学校から会長宛送付する。
3. 式典への参列者の選考は役員会で行い、出席者の氏名を学校宛連絡する。
4. 会員及び特別会員に不幸があった場合には、下記をもって弔意を表する。
 - 1) 弔電
 - 2) 香典
 - 3) 参拝
5. 会則第 16 条の受付及び細則 1, 2 の施行並びにその他の事項については、状況に応じ、学校と役員双方が連絡・協議してこれを施行する。

附則 1 この細則は平成 7 年 1 月 1 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、平成 5 年度卒業生（第 1 期生）の会費納入は平成 7 年 3 月末とする。

附則 2 この細則は平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。